

原油・原材料高緊急対策事業 対象制度判定フロー

県内に本社・本店を有する中小企業
(又は県内在住の個人事業者)

いずれか

最近3か月間 (R4年4月～7月
のうち連続する3か月) の仕入額
が前年同期間比で20%以上
増加している

且つ

最近3か月間 (令和4年4月～
7月のうち連続する3か月) の
仕入額/売上高の割合が
前年同期間比で増加している

最近3か月間 (令和4年4月～
7月のうち連続する3か月) の
仕入額/売上高の割合が
前年同期間比で20%以上
増加している

していない

している

している

していない

対象外

対象

対象外

令和4年4月～7月 (4か月間) の間に購入した燃料 (ガソリン、軽油、
重油、灯油、オートガス) の購入量が以下の数量以上。

【法人】20,000 ℓ (LPガスの場合、10,000m³)

【個人】15,000 ℓ (LPガスの場合、7,500m³)

該当する

該当しない

燃油高騰対策 緊急支援金

令和4年4月～7月 (4か月
間) の間に購入した燃油の量に
応じて、以下金額を補助。

○補助単価

燃 油：1 ℓ 当たり10円

LPガス：1m³当たり20円

○補助上限額：200万円

○補助下限額：法人 20万円

個人 15万円

原材料等高騰対 応緊急応援金

以下金額を一律で交付。

○法人：20万円

○個人：15万円